

式の移転を受けたときは、当該契約日又は当該移転を受けた日（以下この項において「契約日等」という。）において、これらの親法人株式（その交付しようとするが見込まれる数を超える部分の数として政令で定める数に相当するものを除く。以下この項において同じ。）を当該契約日等における価額により譲渡し、かつ、これらの親法人株式をその価額により取得したものとみなして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

第六十一条の二第十四項を同条第十九項とし、同条第十三項を同条第十八項とし、同条第十二項を同条第十七項とし、同条第十一項中「帳簿価額」の下に「（第四号に掲げる有価証券にあつては、同号の新株予約権付社債の当該譲渡の直前の帳簿価額）」を加え、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

15 内国法人が旧受益権（当該内国法人が有していた集団投資信託の受益権をいう。）に係る信託の併合（当該集団投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）により当該受益権の交付を受けた場合における第一項の規定の適用に

については、同項第一号に掲げる金額は、当該旧受益権の当該信託の併合の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

16 内国法人が旧受益権（当該内国法人が有していた集団投資信託の受益権をいう。以下この項において同じ。）に係る信託の分割により承継信託（信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。以下この項において同じ。）の受益権その他の資産の交付を受けた場合には、当該旧受益権のうち当該信託の分割により当該承継信託に移転した資産及び負債に対応する部分の譲渡を行ったものとみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、その信託の分割（分割信託（信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する信託をいう。）の受益者に承継信託の受益権以外の資産（信託の分割に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されたもの（以下この項において「金銭等交付分割」という。）に限る。）により承継信託の受益権その他の資産の交付を受けたときにおける第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、その旧受益権の当該信託の分割の直前の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した

金額（以下この項において「分割純資産対応帳簿価額」という。）とし、その信託の分割（金銭等交付分割を除く。）により承継信託の受益権の交付を受けたときにおける第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、いずれもその旧受益権の当該信託の分割の直前の分割純資産対応帳簿価額とする。

第六十一条の二第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「当該株式移転完全親法人の株式」を「当該株式」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「株式以外」を「株式又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式以外」に、「当該株式交換完全親法人の株式」を「当該株式」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 内国法人が自己を株式交換完全親法人とする適格株式交換により第二条第十二号の十六に規定する株式交換完全支配親法人株式を交付した場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該株式交換完全支配親法人株式の当該適格株式交換の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

第六十一条の二第六項の次に次の二項を加える。

7 内国法人が自己を合併法人とする適格合併により第二条第十二号の八に規定する合併親法人株式を交付した場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該合併親法人株式の当該適格合併の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

8 内国法人が自己を分割承継法人とする適格分割により分割承継親法人株式を交付した場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該分割承継親法人株式の当該適格分割の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

第六十一条の四第一項中「第六十一条の二第十四項」を「第六十一条の二第十九項」に、「同条第十五項」を「同条第二十項」に、「証券取引法第二条第八項第四号」を「金融商品取引法第二条第八項第六号」に改める。

第二編第一章第一節第五款中第一目を第一目の二とし、同目の前に次の一目を加える。

第一目 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益

(短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入)

第六十一条 内国法人が短期売買商品（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（当該短期売買商品が合併、分割又は適格現物出資により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に移転をする場合における当該移転を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一 その短期売買商品の譲渡に係る対価の額

二 その短期売買商品の譲渡に係る原価の額（その短期売買商品についてその内国法人が選定した一位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額（算出の方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により算出しなかつた場合には、算出の方法のうち政令で定める方法により算出した金額）にその譲渡をした短期売買商品の数量を乗じて計算した金額をいう。）

2 内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品については、時価法（事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品をその種類及び銘柄（以下この項において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該短期売買商品のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額（次項において「時価評価金額」という。）をもつて、その時における評価額とする。

3 内国法人が事業年度終了の時ににおいて短期売買商品を有する場合には、当該短期売買商品に係る評価益（当該短期売買商品の時価評価金額が当該短期売買商品のその時における帳簿価額（以下この項において「期末帳簿価額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は評価損（当該短期売買商品の期末帳簿価額が当該短期売買商品の時価評価金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第二十五条第一項（資産の評価益の益金不算入）又は第三十三条第一項（資産の評価損の損金不算入）の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

4 内国法人が、短期売買商品を有する場合において、第一項に規定する目的で短期売買商品の売買を行

う業務の全部を廃止したときは、その廃止した時において、その短期売買商品をその時における価額により譲渡し、かつ、短期売買商品以外の資産をその価額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

5 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の基礎となる取得価額の算出の方法、短期売買商品の単位当たりの帳簿価額の算出の方法の種類、その算出の方法の選定の手続、第三項に規定する評価益又は評価損の翌事業年度における処理その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条の六第一項第一号中「資産」の下に「第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品及び」を加え、同条第二項第二号中「第六十一条の二第十四項」を「第六十一条の二第十九項」に、「同条第十五項」を「同条第二十項」に改める。

第六十一条の八第二項中「外貨建取引」の下に「第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品又は」を加える。

第六十一条の十一第一項第三号中「法人」の下に「次号及び」を加え、同項第四号中「内国法人が最初連結親法人事業年度」を「内国法人又は完全子法人が最初連結親法人事業年度」に改める。

第六十一条の十二第一項第二号中「連結親法人」の下に「又は連結子法人」を加える。

第六十二条の二第二項中「から当該合併法人の株式」の下に「又は第二条第十二号の八（定義）に規定する合併親法人株式」を、「みなされる当該合併法人の株式」及び「当該株式」の下に「又は当該合併親法人株式」を加え、同条第三項中「株式」の下に「又は第二条第十二号の十一に規定する分割承継親法人株式」を加える。

第六十二条の七第一項中「いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係（以下この条において「特定資本関係」という。）を「特定資本関係（第五十七条第三項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する特定資本関係をいう。以下この条において同じ。）に、「共同で事業を営むための適格合併、適格分割又は適格現物出資」を「第五十七条第五項に規定する共同で事業を営むための適格合併等」に改め、同条第四項中「第六十一条第一項」を「第六十条の三第一項」に、「同項」を「当該特定適格合併等に係る同項」に改め、同条第五項中「第六十一条第一項」を「第六十条の三第一項」に、「第一項の規

定」を「当該特定適格合併等に係る第一項の規定」に改め、同条第六項中「第六十一条第一項」を「第六十条の三第一項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 連結子法人である内国法人が、第五十七条第十項に規定する連結法人単体事業年度において特定適格合併等（当該内国法人を合併法人又は分割承継法人とする適格合併又は適格分割で、当該内国法人との間に連結完全支配関係がない法人（同項第一号に規定する政令で定める法人を除く。）を被合併法人又は分割法人とするものに限る。）を行つた場合には、当該内国法人の第二項第二号に規定する特定保有資産については、当該特定適格合併等に係る第一項の規定は、適用しない。

第六十二条の八第四項中「当該事業年度」の下に「（当該内国法人が当該合併を行う場合にあつては、当該合併の日の前日の属する事業年度）」を加え、同条第六項中「事業年度」の下に「（その該当することとなつた日が自己を被合併法人とする合併の日である場合には、当該合併の日の前日の属する事業年度）」を加え、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「から三年が経過した場合」の下に「又は自己を被合併法人とする合併（適格合併を除く。）を行う場合」を、「当該三年が経過した場合」の下に「又は当該合併を行う場合」を加え、同条第七項中「当該事業年度」の下に「（当該内国法人が当該

合併を行う場合にあつては、当該合併の日の前日の属する事業年度)」を加える。

第六十三条第一項中「次項若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「長期割賦販売等とは、」の下に「資産の販売等で」を加え、「資産の販売等を」を「もの及びリース譲渡を」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第二項の規定は、リース譲渡の日の属する事業年度の確定申告書に、同項に規定する収益の額及び費用の額として政令で定める金額の益金算入及び損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

8 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

第六十三条第四項中「第一項の」を「第一項又は第二項の」に改め、「資産の販売等」の下に「又はリース譲渡」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定」を「第一項又は第二項の規定」に改め、「（政令で定める場合を除く。）」を削り、「同項に規定する資産の販売等」を「その適用

を受けている資産の販売等又はリース譲渡」に、「各事業年度の所得の金額」を「各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額」に、「同項の」を「第一項又は第二項の」に改め、「除く。」は「」の下に「、当該収益の額と費用の額との差額が少額であるものとして政令で定める要件に該当する契約その他政令で定める契約に係るものを除き」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「（政令で定める場合を除く。）」を削り、「同項に規定する資産の販売等」を「その適用を受けている資産の販売等又はリース譲渡」に、「各事業年度の所得の金額」を「各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額」に、「同項の」を「前二項の」に改め、「除く。」は「」の下に「、当該収益の額と費用の額との差額が少額であるものとして政令で定める要件に該当する契約その他政令で定める契約に係るものを除き」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内国法人が、第六十四条の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡し（以下この条において「リース譲渡」という。）を行つた場合には、前項の規定にかかわらず、その対価の額を政令で定めるところにより利息に相当する部分

とそれ以外の部分とに区分した場合における当該リース譲渡の日の属する事業年度以後の各事業年度の収益の額及び費用の額として政令で定める金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、当該リース譲渡に係る収益の額及び費用の額につき、当該リース譲渡の日の属する事業年度後のいずれかの事業年度において次項又は第四項の規定の適用を受けた場合は、これらの規定の適用を受けた事業年度後の事業年度については、この限りでない。

第二編第一章第一節中第八款を第十款とし、第七款の次に次の二款を加える。

第八款 リース取引

(リース取引に係る所得の金額の計算)

第六十四条の二 内国法人がリース取引を行った場合には、そのリース取引の目的となる資産（以下この項において「リース資産」という。）の賃貸人から賃借人への引渡しの際に当該リース資産の売買があったものとして、当該賃貸人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2 内国法人が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限る。）を条件に資産の売買を行った場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照ら

し、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあつたものとして、当該譲受人又は譲渡人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3 前二項に規定するリース取引とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。

二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

4 前項第二号の資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているかどうかの判定その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九款 法人課税信託に係る所得の金額の計算

第六十四条の三 第二条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時の直前の未分配利益の額に相当する金額として政令で定める金額は、当該法人課税信託に係る受託法人（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。以下この条において同じ。）のその該当することとなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 内国法人が法人課税信託（第二条第二十九号の二口に掲げる信託に限る。）の第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。）となつたことにより当該法人課税信託が同号口に掲げる信託に該当しないこととなつた場合（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、その受託法人からその信託財産に属する資産及び負債のその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3 前項の内国法人が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引

継ぎにより生じた収益の額又は損失の額は、当該内国法人のその引継ぎを受けた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。

4 法人課税信託に係る受託法人が当該法人課税信託の受託者の変更により当該法人課税信託に係る資産及び負債の移転をしたときは、当該変更後の受託者に当該移転をした資産及び負債の当該変更の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該受託法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

5 前項の規定により同項の変更後の受託者が引継ぎを受ける資産及び負債の価額その他受託法人又はその受益者の各事業年度の所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条に次の一項を加える。

6 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人については、第二項の規定は、適用しない。

第六十七条第一項中「株主又は社員」を「株主等」に改め、「となるもの」の下に「（資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるものを除く。）」を加え、同条第二項中「株主又は社員」を「株主等」に改め、同条第五項中「（当該事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が一億円以下である特

定同族会社（第一号において「中小特定同族会社」という。）以外の特定同族会社にあつては、同号から第三号までに掲げる金額」を削り、同項第一号中「（中小特定同族会社にあつては、百分の五十）」を削り、同項第四号を削る。

第七十二条第一項中「である普通法人」の下に「（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）」を加え、同条第三項中「第十項」を「第十一項」に、「第五項」を「第六項」に改める。

第八十一条の三第一項中「第八款」を「第十款」に改める。

第八十一条の四第一項中「受益証券」を「受益権」に改める。

第八十一条の九の二第二項中「掲げる欠損金額」を「掲げる未処理欠損金額」に改め、同項第一号中「同条第二項第三号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」を「同条第二項第三号イに規定する未処理欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額」に、「当該欠損金額」を「当該未処理欠損金額」に改め、同条第三項中「同号又は同項第二号に定める欠損金額又は」を「同号に規定する欠損金額又は同項第二号イに規定する欠損金額若しくは同号ロに掲げる」に改め、同条第四項中「同項第三号に定め

る欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」を「同項第三号イに規定する未処理欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額」に改める。

第八十一条の十二に次の一項を加える。

6 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人については、第二項の規定は、適用しない。

第八十一条の十三第一項中「以下この条」を「次項及び第五項」に改め、同条第四項中「（連結親法人の当該連結事業年度終了の時ににおける資本金の額又は出資金の額が一億円を超える場合にあつては、第一号から第三号までに掲げる金額）」を削り、同項第一号中「（連結親法人の当該連結事業年度終了の時ににおける資本金の額又は出資金の額が一億円以下である場合にあつては、百分の五十）」を削り、同項第四号を削る。

第八十一条の十八第二項中「」に規定する」を「」の規定の適用を受ける」に改める。

第二編第一章の三を削る。

第九十二条中「による解散」の下に「及び信託特定解散」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する信託特定解散とは、法人課税信託（第二条第二十九号の二口（定義）に掲げる信託に限る。）に第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。）が存することとなつたことに基因して第四条の七第八号（受託法人等に関するこの法律の適用）の規定により同条に規定する受託法人が解散したものとされる場合におけるその解散をいう。

第一百二条第二項中「及び第四款」を「第四款及び第七款」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第一百二十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百二十二条第三項及び第四項を削る。

第一百二十三条中「又は第三項」を削り、同条第一号中「又は同条第三項に規定する当該計算期間」を削り、同条第三号中「第一百二十七条第三項」を「第一百二十七条第二項」に、「第一百二十八条第一項若しくは第二項」を「第一百二十八条」に改める。

第二百二十四条中「又は第三項」を削る。

第二百五条第二項及び第三項を削る。

第二百二十六条中「又は第二項」を削る。

第二百二十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、「これらの規定の」を「同項の」に、「第一項各号又は前項各号」を「同項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百二十八条第二項を削る。

第三百三十二条の二中「をした一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等である法人」を「に係る次に掲げる法人」に、「これらの」を「その」に、「当該一方の法人又は他方の法人」を「第一号又は第二号に掲げる法人」に改め、「出資を含む」の下に「。第二号において同じ」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 合併等をした一方の法人又は他方の法人
- 二 合併等により交付された株式を発行した法人（前号に掲げる法人を除く。）
- 三 前二号に掲げる法人の株主等である法人（前二号に掲げる法人を除く。）

第三百三十四条の三及び第三百三十四条の四を削る。

第三編の編名を次のように改める。

第三編 外国法人の法人税

第三百三十八条第五号口中「信託された」の下に「所得税法第二条第一項第十二号の二に規定する」を加え、「特定目的信託」を「第二条第二十九号八（定義）に規定する特定受益証券発行信託」に改める。

第四百十二条中「第八款」を「第十款」に改める。

第四百十三条に次の一項を加える。

6 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人については、第二項の規定は、適用しない。

第三編第二章の二を削る。

第三編第三章第一節中第四百四十五条の九を第四百四十五条の二とし、第四百四十五条の十を第四百四十五条の三とする。

第三編第三章第二節中第四百四十五条の十一を第四百四十五条の四とする。